

岩手県告示第27号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

令和4年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定役務の種類

- (1) 清掃業務
- (2) 冷暖房設備の運転管理業務
- (3) 設備の保守管理業務

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる事項につき審査の上決定された資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（(1)に規定する者を除く。）でないこと。
- (3) 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、許可等を得ている者であること。
- (4) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な提出書類

- ア 別に定める様式による庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
- イ 別に定める様式による庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書
- ウ 別に定める様式による業者カード
- エ 法令上許可等を必要とする業務で別に定めるものにあつては、当該許可等を受けていることを証する書面
- オ 登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書）
- カ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請書を提出する日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）
- キ 別に定める様式による実績調書
- ク 別に定める様式による技術者経歴書
- ケ 財務諸表（申請書を提出する日の属する年の前年に決算日の到来する営業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあつては、収支計算に関する書類）をいう。）
- コ 従業員の数を証する書面（社会保険月額報酬決定通知書、雇用保険証等の写しをいう。）
- サ ISO認証を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し
- シ 別に定めるところによるいわて地球環境にやさしい事業所の認定を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の

写し

ス 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している者にあつては、当該報告書の写し

セ 別に定めるところによるいわて子育てにやさしい企業認証の取得又は表彰を受けている者にあつては、当該取得又は表彰に係る証明書の写し

ソ 別に定めるところによるいわて女性活躍認定企業等（ステップ2）の認定を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、業者カード及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。この場合において、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本円に換算した金額を記載すること。

(3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問合せ先 別表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所（郵送により申請書、庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書、業者カード、実績調書及び技術者経歴書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、別表右欄に掲げる提出場所のうちいずれかの場所に郵送することができる。

なお、既に庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1327号）第3条第1項に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が令和7年3月31日までの庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者（令和4年4月1日から当該名簿が作成されるまでの間にあつては、有効期間が同年3月31日までの庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者）は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。

(5) 提出部数 1部

(6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 この告示に係る資格を付与された日から令和5年3月31日まで

(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、令和5年1月に告示する。

5 現有資格の有効期間の更新手続 令和3年度において岩手県が発注する庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年岩手県告示第743号）4(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、3(6)の受付期間内に3(1)に掲げる提出書類を3(3)の場所に提出すること。

別表

営業所又は事務所の所在地	提出場所
盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局経営企画部
奥州市 胆沢郡	県南広域振興局総務部
花巻市	県南広域振興局総務部花巻総務センター
北上市 和賀郡	県南広域振興局土木部北上土木センター
遠野市	県南広域振興局土木部遠野土木センター

一関市のうち平成17年9月19日現在における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター
一関市のうち平成17年9月19日現在における東磐井郡の区域	県南広域振興局土木部千厩土木センター
釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部
宮古市 下閉伊郡のうち山田町	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター
下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村	沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	県北広域振興局経営企画部
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
岩手県外（県内に営業所又は事務所を有しない者に限る。）	岩手県総務部管財課又は上記のうちいずれかの提出場所

備考 県内に営業所又は事務所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる営業所又は事務所を有する者にあつては、当該主たる営業所又は事務所に係るこの表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。
- (2) 県外に主たる営業所又は事務所を有する者にあつては、県内に有する営業所又は事務所に係るこの表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所のうちいずれかの場所に提出すること。